

倫理行動指針

互応化学工業株式会社



私たち互応化学工業の役員及び従業員は、「互いに応じ成長し合うという「互応の精神」のもと、個人や企業のみならず社会の「幸せ」を考えて行動することを倫理規範とし、法令及び公正な社会ルールに従い誠実に行動します。

【1. お客様・取引先との公正な取引について】

- ・お客様へ安全第一を基本に高品質で環境に配慮した製品を提供いたします。
- ・取引先とは賄賂を目的とする物品・金銭の贈答や接待の受領または供与は行いません。
- ・お客様・取引先等の他者の知的財産権を侵害しないように努めます。

【2. 反社会勢力に対する基本方針】

- ・反社会的勢力とは一切関わりを持ちません。

【3. 法令・規定の遵守】

- ・国内外の法令、ルールを遵守し、社会的責任を果たします。
- ・関係法令・社内ルールを遵守し、公正な経理・会計処理を行い、納税をいたします。
- ・お客様、社員等の個人情報（特定の個人を識別できる情報）を適切に取扱い、「個人情報保護方針」に基づき、その収集・保管・利用等において管理を徹底いたします。
- ・社内・社外を問わず職務上知り得た知見、情報、技術、営業上の秘密に関する事項は適切に管理し、会社に無断であるいは不用意に社外に公表・開示をあるいは漏えいをしません。

【4. 社員の人権と安全】

- ・全社員の人権を尊重し、虐待や体罰、心理的・身体的・性的ハラスメントのない、各々が成長を果たせる機会と快適で働きやすい環境を提供します。採用・賃金・昇進・報酬・教育訓練の機会の提供などの雇用実務において、あらゆる差別を行いません。
- ・人種・国籍・民族・肌の色・宗教・障害の有無・年齢・性別・性的指向等による差別を行いません。
- ・職場における社員の安全と健康に配慮し、施設の安全性を維持するとともに、従業員に安全対策に関する教育の実施および必要な防護服を提供し、労働災害および疾病を予防するように努めます。
- ・事業活動において従業員に強制労働をさせることを一切禁じます。
- ・事業活動において、児童に労働させることを一切禁じます。（「児童」とは満15歳、その国・地域における義務教育を修了する年齢、又はその国・地域における法令上の就労可能年齢のうち、いずれか最後に、到来される年齢を超えていない者）
- ・事業活動において、若年労働者（満18歳未満）に夜間および休日の労働その他の健康又は安全が危険にさらされる可能性がある労働を禁じます。

【5. 地球環境保全】

- ・環境に影響を与える項目に関して、継続的に消費の抑制など、省資源、省エネルギーに努めます。
- ・事業活動を行う国や地域で適用される環境法令を遵守し、環境に配慮した経営に努めます。

【6. 倫理違反防止】

- ・経営陣が企業倫理方針を推進することで、全社員のモラル向上に努めます。企業倫理に違反するような事態が生じた場合、責任者へ速やかに報告／相談し、原因の解明と再発防止に努めます。